

印西市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、印西市地域公共交通活性化協議会規約第12条第4項の規定に基づき、印西市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、印西市企画財政部企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、印西市企画財政部企画政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、印西市において定められている公文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、印西市において定められている公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

別表

名 称	印西市地域公共交通活性化協議会会長之印
形 状	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>会 化 交 地 印 長 協 通 域 西 之 議 活 公 印 会 性 共 市</p> </div>
書 体	てん書
寸 法	24mm×24mm
用 途	会長名をもって発する文書
個 数	1
管理者	事務局長